



0045

REEL No. A-0218

0045

アジア歴史資料センター

極秘

蔣政權屈伏ノ場合ノ對策

昭和一三六三二

第一、方針

蔣政權ニシテ屈伏シ來リタル場合ニ於テハ帝國ハ之ヲ一地方政權トシテ「新興支那中央政權ノ傘下ニ合流セシム」トノ御前會議決定方針ニ基キ處理ス

第二、要領

一、帝國ハ事變解決ニ關スル既定方針ヲ堅持シ日支全面的關係ノ調整ヲ以テ蔣政權ヲシテ直接干渉セシムルヲナシ
二、蔣政權ニシテ屈伏シ且後述第三ノ條件ヲ受諾シ其誠意見ルルキモノアルニ於テハ之ヲ友好地方政權トシテ認メ既成新興支那中央政權ノ傘下ニ合流セシムルカ又ハ親日諸地方政權ト協力シテ新ニ中

蔣政權ヲ相手トシテ
ツテ
ツテ

中央政權ヲ樹立セシム

既成新中央政權トノ合流新中央政權ノ樹立等ハ主トシテ支那側ヲシテ行ハシムルモ要スレハ帝國之ヲ斡旋ス
三、第三國ノ好意的和平橋渡シハ前二項ノ趣旨ニ反セサル限り之ヲ受諾スルヲ妨ケス

第三、蔣政權ヲ友好地方政權ト認ムル爲メノ條件

- 一、合流若クハ新中央政權樹立原則ノ承認
- 二、右ニ伴フ舊國民政府ノ改稱及改組
- 三、抗日容共政策ノ放棄及親日防共政策ノ採用
- 四、蔣介石ノ下野

第四、停戰

S 1.1.1.0 - 27

2020

S 1.1.1.0 - 27

2019

0046

一、蔣政權ノ友好地方政權ヲ認メ得ルニ至ルニアラサレハ停戦等ハ議
セス

0047

S 1.1.1.0 - 27 2021 0111

REEL No. A-0218



極秘

蔣政權屈伏ノ場合ノ對策

昭和十三年六月二十三日
陸軍省

第一、方針

蔣政權ニシテ屈伏シ來リタル場合ニ於テハ帝國ハ之ヲ一地方政權トシテ「新興支那」中央政權ノ傘下ニ合流セシム」トノ御前會議決定方針ニ基キ處理ス

第二、要領

- 一、帝國ハ重要解決ニ關スル既定方針ヲ堅持シ蔣政權ヲ相手トシテ日支全面的關係ノ調整ヲ行フコトナシ
- 二、蔣政權ニシテ屈伏シ且後述第三ノ條件ヲ受諾シタルトキハ之ヲ友好地方政權トシテ認メ既成新興支那中央政權ノ傘下ニ合流セシムルカ

又ハ親日諸地方政權ト協力シテ新ニ中央政權ヲ樹立セシム
既成新中央政權トノ合流、新中央政權ノ樹立等ハ主トシテ支那側ヲシテ行ハシムルモ帝國之ヲ内面的斡旋ス
三、第三國ノ好意的橋渡シハ前二項ノ趣旨ニ反セサル限り之ヲ受諾スルヲ妨ケス

第三、蔣政權屈伏ノ認定條件

- 一、合流若クハ新中央政權樹立原則ノ承認
 - 二、右ニ伴フ舊國民政府ノ改稱及改組
 - 三、抗日容共政策ノ放棄及親日滿防共政策ノ採用
- 四、蔣介石ノ下野

S 1.1.1.0 - 27

2023

S 1.1.1.0 - 27

2022

0048

第四、停戦
一、蔣政権ノ屈伏ヲ認定シ得ルニアラサレハ停戦等ハ議セス

0049

6 1.1.1.0-27

2024

REEL No. A-0218

0049

アジア歴史資料センター

秘

蔣政權屈伏ノ場合ノ對策

昭和十三年六月二十四日

第一、方針

蔣政權ニシテ屈伏シ來リタル場合ニ於テハ帝國ハ之ヲ一地方政權トシテ「新興支那中央政權」ノ傘下ニ合流セシムルトノ御前會議決定方針ニ基キ處理ス

第二、要領

一、帝國ハ事變解決ニ關スル既定方針ヲ堅持シ蔣政權ヲ相手トシテ日支全面的關係ノ調整ヲ行フコトナシ
二、蔣政權ニシテ屈伏シ且後述第三ノ條件ヲ受諾シタルトキハ之ヲ友好地方政權トシテ認メ既成新興支那中央政權ノ傘下ニ合流セシムルカ又ハ親日諸地方政權ト協力シテ新ニ中央政權ヲ樹立セシム

既成新中央政權トノ合流、新中央政權ノ樹立等ハ主トシテ支那側ヲシテ行ハシムルモ帝國之ヲ内面的斡旋ス
三、第三國ノ友好的橋渡シハ前二項ノ趣旨ニ反セサル限り之ヲ受諾スルヲ妨ケス

第三、蔣政權屈伏ノ認定條件

- 一、合流若クハ新中央政權樹立原則ノ承認
- 二、右ニ伴フ舊國民政府ノ改稱及改組
- 三、抗日容共政策ノ放棄及親日滿防共政策ノ採用
- 四、蔣介石ノ下野

第四、停戰

一、蔣政權ノ屈伏ノ事實ヲ認定シ得ルニアラサレハ停戰等ハ議セス

S 1.1.1.0 - 27 2026

S 1.1.1.0 - 27 2025

0050